

新見市教育委員会 3月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和5年3月8日(水) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 3階会議室3A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理者	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾

4 欠席委員の職・氏名 なし

委 員	三 上 ゆ み
-----	---------

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	小 林 保
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	黒 川 一 豊 海
生涯学習課長	木 下 正 雄
教育総務課庶務係長	真 壁 恒 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和5年3月8日(水) 午後3時30分から午後5時17分)

# 1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会 2 月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案 1 1 件、協議・報告 1 件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第 1 5 号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第 1 5 号 令和 4 年度末教職員人事異動の内申について

黒川課長 (田中課長、木下課長、真壁係長が退席した後、令和 4 年度末教職員人事異動の内申について資料に基づき非公開で審議をおこない、承認となる。)

正村教育長 次に、「議第 1 6 号」の説明をお願いします。

議第 1 6 号 令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

黒川課長 議第 1 6 号 令和 4 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきます。これにつきましては、7 月定例教育委員会で申請に対し審議していただきましたが、新たに 1 世帯、小学生 1 名、中学生 1 名、計 2 名の追加申請がありました。資料 2 ページをご覧ください。世帯番号 1 4 7 の方につきましては、認定基準倍率の数値が 2. 3 0 で、1. 5 倍以上であるため、不認定が適当と判断いたします。ご審議のほど、お願いいたします。

正村教育長 委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者	この決定に対してどうこう言う訳ではないんですが、認定基準は、申請者には周知はされているんですよね。
小林部長	この日本語の部分は説明できています。ただ、生活保護基準をご存じない、金額的なものをご存じないから、自身が判断されて、例えば8番の生活に困窮していると言われれば、申請をされてくる可能性はあると思います。申請の段階で自身が判断できないということです。
松井職務代理者	例えば、前年度の所得額が超えていても、いろんな事情でその年の額が実際には下がっているんだというような場合もあると思いますが、そういうことにも該当していないのでしょうか。
小林部長	例えば、コロナ等で生活急変で、去年は400万あるけれども、今年は、営業で100万以下に落ちたという場合は、付属の資料を提出していただきますが、給与なので該当していません。
松井職務代理者	認定基準の2倍以上あって、申請は自由なんでしょうけれども、そのあたりを理解されて出されているのかと気になりました。
小林部長	生活保護基準が、世帯の人員で個々に計算しますので、一律いくらですということが言えないのでそういうことになってしまいます。
松井職務代理者	事情はわかりました。了解です。
正村教育長	外にありますでしょうか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	無いようですので、議第16号は承認とします。 次に、「議第17号」の説明をお願いします。

議第17号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長

議第17号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきます。資料をご覧ください。このたびは、2世帯4件の申請がありました。No1、No2の方は同一世帯で、家庭の事情により指定の小校区から別の小校区に転居されましたが、友人関係や学校生活を変えたくないこと、両親が共働きで下校後は転居前の小校区にある祖父の家に帰宅することから、小学校卒業までの間、転居前の小校区への通学を希望するものであります。また、事由の発生はずいぶん前でありましたが、申請がこのたび提出されたため、変更期間の開始

日が令和4年4月1日になっていることをお知りおきください。N o 3、N o 4の方も同一世帯で、家庭の事情により指定の小学校区から別の小学区に転居されましたが、友人関係や学校生活を変えたくないことから、小学校卒業までの間、転居前の小学校への通学を希望するものであります。N o 4の方につきましては、現在、転居前の住所地の認定こども園に在園中ではありますが、来春から入学する同住所地の小学校長からの意見書を添付しての申請でありますことをお知りおきください。以上、4件の申請について、ご審議のほど、お願いいたします。

正村教育長

N o 1、N o 2はさかのぼってということですね。

小林部長

そうです。申し訳ないんですけども、把握ができておりませんでした。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

学校が把握するのが遅れたということですか。

小林部長

学校側が把握したものが、事務局へ連絡があって、事務局の処理が漏れたのか、学校側がそもそも把握してなかったのか、そのあたりの事情がわかりません。ただ、学校側が把握していないとは思えないんですけども、家庭訪問等もやっている訳ですので、そこが把握できてないとは思えませんので、事務局内で手続きが漏れたとしか考えられないと思っております。

黒川課長

N o 1の方が小学校6年生なので、このたび中学校に上がるタイミングで、手続きが必要だったということが、ここでわかったのではないかと思います。

正村教育長

転居前の小学校からも転居後の小学校からも指導ができていなかったということですね。指定校を変更するということを保護者が気付かないことはあるかもしれませんが、学校が気付かないというのはおかしいことで、住所を見ればわかる訳ですから、学校で住所と保護者と本当にこの学校で間違いないのかということを確認しないと、これがあやふやになると大変なことになるので、4月の校長会で徹底するようにしましょう。

外にありますでしょうか。

松井職務代理者

N o 3、N o 4で、先ほど転居前の住所地の小学校の校長先生からの意見書が付いていると言われたのは、N o 3の児童に対してという

ことでしたか。

黒川課長                    いいえ、N o 4 の年長の子が新 1 年生として入ってくることに對してです。

松井職務代理者            新 1 年生として入ってくることに對して、小学校の校長先生が内申をされているんですか。

黒川課長                    はい。普通は、認定こども園の園長さんがするのではないかと思います。

松井職務代理者            小学校の校長先生がぜひ来て欲しいというようなことですか。

小林部長                    配慮が必要な子ではないんですよね。

黒川課長                    そうです。お兄ちゃんと一緒に通わせたいからということです。

正村教育長                 よろしいでしょうか。

松井職務代理者            はい。

正村教育長                 外にありますでしょうか。

各委員                      (無しの声)

正村教育長                 無いようですので、議第 1 7 号は承認とします。  
次に、「議第 1 8 号」の説明をお願いします。

議第 1 8 号 姉妹都市 (シドニータウン) 招致外国語指導助手任用規則の廃止について

黒川課長                    議第 1 8 号 姉妹都市 (シドニータウン) 招致外国語指導助手任用規則の廃止について説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。これは、令和 2 年 4 月 1 日から施行していた本規則が、令和 3 年 6 月に制定した「新見市市費負担外国語助手の任用等に関する規則」に含まれるため、本規則を廃止するものであります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

小林部長                    今までの経緯とすれば、シドニータウンとは姉妹都市縁組をしておりましたので、そのシドニータウンから来る外国人青年を外国語指導助手として、お招きしてはどうかという事業の中で、任用するための規則だったんですが、それ以後については、市が市費で雇う外国人の

指導助手の規則で、シドニータウンから来られた方も対応できますし、別のところから来た方も対応できますので、同じ規則が重なっている状態になっていました。そのため、今回シドニータウンの方を廃止させていただいて、全体を整理したいということです。不利益が起きることはないだろうと思います。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第18号は承認とします。  
次に、「議第19号」の説明をお願いします。

議第19号 新見市学校給食献立検討委員会設置要綱の廃止について

黒川課長

議第19号 新見市学校給食献立検討委員会設置要綱の廃止について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。これは、令和4年度末をもちまして、大佐学校給食共同調理場と哲西学校給食共同調理場が廃止となり、新見市学校給食センター「にいみ〜る」に一本化されることに伴い、3つの共同調理場関係者が献立を検討することがなくなるため、新見市学校給食献立検討委員会設置要綱を廃止するものであります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

従来の3つの施設をつなぐような検討委員会は必要なくなるという事情はわかりますけど、給食の献立実施を検討するような場というのは必要なのではないですか。

黒川課長

これは新たに「にいみ〜る」が主催する献立検討委員会というのが、組織されるということです。

松井職務代理者

それはまたそれで、新たなこういう規則か何かができるということですか。

黒川課長

はい。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第19号は承認とします。

次に、「議第20号」の説明をお願いします。

黒川課長

議第20号、21号、22号につきましては、本郷幼稚園に関わることですので、まとめて説明させていただいてよろしいでしょうか。

正村教育長

はい。それでは、20号から22号までまとめてお願いします。

議第20号 新見市立幼稚園園則の廃止について

議第21号 新見市立幼稚園及び認定こども園預かり保育に関する要綱の廃止について

議第22号 新見市立幼稚園及び認定こども園預かり保育に関する実施細則の廃止について

黒川課長

議第20号 新見市立幼稚園園則の廃止について、議第21号 新見市立幼稚園及び認定こども園預かり保育に関する要綱の廃止について、議第22号 新見市立幼稚園及び認定こども園預かり保育に関する実施細則の廃止について、合わせて説明させていただきます。これは、令和4年度末をもちまして本郷幼稚園が廃園となり、市内に幼稚園が無くなることから、幼稚園という文言が掲載されている、これら園則・要綱・実施細則を廃止するものであります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

溝尾委員

認定こども園の預かり保育は残っているんですね。

小林部長

これは残るんですが、所管が教育委員会ではないので、新たに子育て支援課で単独のものを作っていくということになっています。

溝尾委員

わかりました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第20号、議第21号、議第22号は承認とします。

次に、「議第23号」の説明をお願いします。

木下課長

議第23号、24号につきましては、図書施設のあり方に関わることですので、まとめて説明させていただいてよろしいでしょうか。

正村教育長

はい。それでは、23号、24号はまとめてお願いします。

議第23号 新見市立哲西図書館規則の廃止について

議第24号 新見市哲西生涯学習センター規則の一部を改正する規則について

木下課長

まず、議第23号 新見市立哲西図書館規則の廃止について説明させていただきます。本市の今後の図書施設のあり方について、検討を進めておりましたが、来年度から哲西図書館を指定管理者による委託業務から市直営管理とすることとしております。これに伴い、哲西図書館としておこなっていた図書サービス機能を、哲西生涯学習センターへ集約することとしたため、当該規則を廃止するものです。続いて、議第24号 新見市哲西生涯学習センター規則の一部を改正する規則についてです。これにつきましては、先ほど説明した哲西図書館の図書サービス機能を哲西生涯学習センターへ集約することとしたため、規則を改正するものです。議第24号の資料の4～5ページ、新旧対照表をご覧ください。これが哲西生涯学習センターに関わる改正の内容です。左側が改正前、右が改正案ということで示させていただいております。まず、2条で使用時間と休館日、これを改めて表示をさせていただいております。第2条の改正案で、第2条(1)使用時間 午前9時から午後10時まで、これは生涯学習センターの使用時間としております。それから、(2)休館日 12月29日から翌年1月3日までとしております。そしてその次、第15条からが廃止しました図書館規則のサービス機能を生涯学習センターに盛り込む内容です。第15条では、図書施設の利用時間、午前9時から午後7時までということで示させていただいております。第16条では、図書館施設の休館日ということで、(1)毎週木曜日、(2)年末年始の休み、(3)(4)は館内の整理日に休館日を設けることができることとなっております。第17条は図書の貸出しについての内容を示しております。第18条では、図書施設の遵守事項ということで、利用者が守るべき事項を規定しております。第19条は施設の利用制限、第20条では弁償、そして、その他についてですけれども、この間に今の図書の条項を入れましたので、第15条が第21条となっております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

正村教育長

簡単に言いますと、これも先ほどと同じで、今の規則を廃止して、廃止した部分で必要な部分は生涯学習センターの規則の中に盛り込んだということになると思います。

小林部長

今回の改正で、従前の指定管理者がおこなっていたサービスのうち、休館日が増えますので、そこはサービスが低下します。従前は365日開いていましたが、木曜日、年末年始を休館日にしますので、



そこは下がってくることにはなりますが、そこで働く職員もおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。それから、休館日の定め方について、教育委員会の内部でも話をしたんですが、あえて月曜日にしなかった、木曜日にするので、月曜日に全図書館が閉まるということのないように、市内でも哲多と哲西は月曜日も開いていると、代わりに他のところが月曜日は休むというような形で、図書館全体がひとつのネットワークでサービスを提供できるように休館日の設定をさせていただきました。そのあたりが配慮した点だろうと思っております。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第23号、議第24号は承認とします。次に、「議第25号」の説明をお願いします。

#### 議第25号 新見市備中漆栽培振興補助金交付要綱の制定について

木下課長

議第25号 新見市備中漆栽培振興補助金交付要綱の制定について説明させていただきます。本市の漆は、新見荘の時代に京都・東寺に中心的な年貢として納めていた名産品であったことが知られております。現在、市が法曾地内に4箇所のいわゆる備中漆のほ場を有し、管理をおこなっておりますが、すでに漆掻きを終えた木やそれに耐えうる木が減少しており、また、漆を掻くことのできる人材も不足していることから、このまま市所有のほ場で備中漆の振興を続けていくことは困難な状態となっております。こうした状況から、今後は、現在市内で漆の栽培等をおこなう団体等の活動を支援することにより、備中漆を保存・継承していくこととし、そのための補助金制度を創設するものです。内容につきましては、資料1ページからご覧いただきたいと思っておりますけれども、名称は新見市備中漆栽培等事業費補助金交付要綱です。趣旨といたしましては、先ほど言いましたように備中漆の振興を図るため、継続的に栽培や漆掻き等に取り組む団体に新見市備中漆栽培等事業費補助金を交付することについて定めるものです。定義といたしまして、この要綱の中では、備中漆というのは、市内で栽培または自生している漆のことをいうことにしております。第3条の交付対象者ですけれども、1つ目が市内に住所または事業所等を有する林業者等、2つ目が市民等で組織する団体で、代表者、規約、会計及び年間事業計画を持って活動している者です。そして、第4条では、補助対象事業ということで、5つ挙げております。1つ目が備中漆のほ場整備、ほ場を管理する事業です。2つ目が、漆掻きをする事業、

3つ目が、苗木等の購入、4つ目が、漆の振興に関するイベント等を開催する事業、5つ目が、その他教育委員会が必要と認める事業です。補助対象経費については、第5条に挙げております。この細かい内容につきましては、3ページの別表に、費目と経費内訳を挙げております。費目といたしましては、報償費については、漆等の研修などに関係する経費で、有識者等への謝礼等、旅費については、有識者等への旅費と事業に係る旅費、そして、使用料及び賃借料については、会場使用料、施設の借上料、機械器具等の賃借料、自動車借上料、各種リース料、そういったものを挙げております。需用費といたしましては、消耗品費等、燃料代、苗木の購入費、そういったものを対象としております。そして、役務費としては、通信運搬費、広告費、保険料、こういったものを補助対象経費としております。2ページをご覧ください。第6条補助金額ですが、補助金は予算範囲内で1団体あたり補助対象経費の2分の1以内、ただし限度額を30万円と設定させていただいております。そして、第7条以下は補助金の交付申請の手続き等を挙げさせていただいております。内容については、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

これは、単年ですよ。単年、単年で、申請が通れば同じ団体が続けてもいいということですね。

小林部長

はい。

正村教育長

それから、予算内ですから、例えば、4月に1団体、5月に1団体申請して、予算が終わったらそれで終わりということですね。

小林部長

そういうことです。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

以前、美術館で漆工の展示会があったときにも、備中漆は艶や伸びが良くて、高品質だということがありました。確か林原が手を引いたんですよ、そういうことで、備中漆の後押しをするようなことが手薄になってきているという状況がありましたから、非常にいい趣旨だと思うんですけども、想定される個人や対象者というのは市内にどれぐらいおられるのでしょうか。

小林部長

今、1団体だけあります。これは、4、5年前から取り組まれていて、メンバーが10名程度です。地区として取り組まれています。耕作放棄地の活用も兼ねてされているようです。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第25号は承認とします。  
次に、「議第26号」の説明をお願いします。

議第26号 新見市社会教育委員の委嘱について

木下課長

議第26号 新見市社会教育委員の委嘱について説明させていただきます。新見市社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や調査研究をおこなうことで、社会教育に関して教育委員会へ助言することを目的に設置しております。現委員におきましては、本年3月末で任期満了となります。つきましては、資料1ページの名簿の方々を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、新見市社会教育委員として委嘱をおこなうものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第26号は承認とします。  
次に、「議第27号」の説明をお願いします。

議第27号 新見市人権教育推進委員会委員の委嘱について

木下課長

議第27号 新見市人権教育推進委員会委員の委嘱について説明させていただきます。新見市人権教育推進委員会は、市民1人ひとりの人権意識の高揚と差別や偏見のない明るい地域社会をつくることを目的として設置しております。現委員におきましては、本年3月末で任期満了となります。つきましては、資料1ページの名簿の方々を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、新見市人権教育推進委員会委員として委嘱をおこなうものです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第27号は承認とします。  
次に、「議第28号」の説明をお願いします。

田中課長

議第28号から30号まで関連がありますので、まとめて説明させていただきますのでよろしいでしょうか。

正村教育長

はい。それでは、28号から30号までまとめてお願いします。

議第28号 新見市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について  
議第29号 新見市学校給食運営協議会設置要綱等の一部を改正する要綱について  
議第30号 教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程等の一部を改正する訓令について

田中課長

議第28号 新見市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則について、議第29号 新見市学校給食運営協議会設置要綱等の一部を改正する要綱について、議第30号 教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程等の一部を改正する訓令について、説明させていただきます。3号とも共同調理場の関係です。大佐学校給食共同調理場及び哲西学校給食共同調理場の業務につきまして、新見市学校給食センター「にいみ〜」へ統合されることに伴い、関係する規則、要綱、規程を改正するものです。それでは、28号の資料1ページをご覧ください。規則改正ですが、4本の規則を改正いたします。第1条は、新見市教育委員会公印規則の一部改正です。第2条は、新見市立学校給食共同調理場条例施行規則の一部改正です。第3条は、新見市立学校給食運営資金貸付けに関する規則の一部改正です。第4条は、新見市立学校職員安全衛生管理規則の一部改正です。それでは、5ページに新旧対照表がありますのでご覧ください。公印規則につきまして、学校給食調理場所長印を新見市学校給食センター所長印に改めております。6ページをご覧ください。別表で規定しておりました、先ほどの学校給食共同調理場所長印ですが、削除しております。7ページでは、13番の印影を削除しております。8ページ、共同調理場条例施行規則につきましては、現状に合わせて、共同調理場の組織、事務分掌、職員の名称等を改正しております。11ページ、運営資金貸付けに関する規則では、及び学校給食実施校という文言を削除しております。12ページ、学校職員安全衛生管理規則では、文言を現状に合わせて改正しております。また、学校園を学校に、園長、場長の文言を削除しております。以上が第28号です。続いて、29号の資料1ページをご覧ください。こちらは、2本の改正です。第1条は、新見市学校給食運営協議会設置要綱の一部改正です。第2条は、新見市学校給食あり方検討会設置要綱の一部改正です。資料2ページをご覧ください。第3条第1号で現在の常任委員会の名称に改めております。6号、7号が各共同調理場となっておりますが、1本になりました。

たので、1つにまとめております。3ページをご覧ください。各学校給食運営協議会等の文言を削除しています。以上が第29号です。次に、議第30号、資料1ページをご覧ください。ここでは、3本の規程を改正しております。第1条は、教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部改正です。第2条は、新見市立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱の一部改正です。第3条は、新見市立学校職員ストレスチェック制度実施規程の一部改正です。資料6ページをご覧ください。教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程ですが、2条では、文言の整理をしております。第3条ですが、各共同調理場につきましては、その所属長として支局長に事務委任をしております。支局長へは、給食の検食、事故等の一時対応に関する事務を委任しておりました。そこを削除しております。それに基づいて号の番号等の整理をおこなっております。資料8ページをご覧ください。学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱です。ここでも文言の整理をおこなっております。それから、9ページ、ストレスチェック制度実施規程についても、文言等の整理をさせていただきます。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第28号、議第29号、議第30号は承認とします。

次に、「協第2号」の説明をお願いします。

協第2号 草間台小学校児童のスクールバス乗車について

田中課長

協第2号 草間台小学校児童のスクールバス乗車について説明させていただきます。スクールバスの運行につきまして、今までは統廃合のみということで規定をさせていただいておりましたが、条例を改正して、その要件に距離要件ということで、おおむね4キロ6キロの規定を追加させていただいております。当該地域の子どもたちは全員が1つの登校班で通っておりまして、その4キロの境がちょうど集合場所となるということで、4キロ以上、4キロ未満が発生してまいります。4キロ未満の子が1年生で、1人でかなりの距離を歩いて行くということ、それから指定校変更ではありますが、その周辺から来る子どもたちの乗車を求めるものです。資料1ページに、対象の児童(1)(2)、保護者が(1)(2)です。(1)の児童ですけれども、本年4月から草間台小学校に入学するということです。同じ登校班になる予定だった他の3名の方々がスクールバスに乗車して、1人のみ

ということになります。両親共働きで送迎もできず、1年生の子どもを3キロ以上歩かせることに対して、不安があるということで、学校長の意見も付して要望をいただいているところです。それから、(2)の児童ですが、別の地区へ転居しておりますが、両親共働きで、子ども自身が、現在通学している草間台小学校への通学を希望しているということです。保護者は、草間台小学校区の祖父母の家まで送迎し、そこから他の児童と通学するという考えておられます。ただ、他の児童たちは、バスへ乗るため、1人で歩いて行くということになります。低学年への配慮もでき、一緒に通っている友達との交友関係もあり、同じスクールバスへの乗車を強く希望しているということで、学校長の意見をいただいているところです。資料4ページの地図をご覧ください。お店のあたりが、学校から4キロ程度ということです。(1)の児童は、特に周囲が気になるという個性もあるということです。それから、(2)の児童ですが、草間台小学校長からも児童の通学の安全、そして保護者の負担を考慮して、スクールバスへの乗車の希望がありました。スクールバスへの乗車の可否についてご協議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小林部長

補足で説明させてください。スクールバスの制度改正がつい直近のことになってしまいましたので、Aさんが指定校変更で通ってくるという意思決定より後に、スクールバスの制度改正がされました。当初の段階では、この4名と一緒に歩いて行くという話をされてきました。ところが、スクールバスの制度が変更したために、このうちのBさんとCさんだけが乗車対象となりました。Aさんは指定校変更なので基本的に保護者送迎が条件です。Dさんは4キロ未満で、この子は歩いていかなければならないというのが現状です。教育委員会とすれば、制度変更したことによって1つの登校班が割れることの方が問題があるのではないかという判断をして、スクールバスに乗車させてやりたいと考えているところです。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質問がありますでしょうか。

長谷川委員

先ほどの指定校変更の申請があった1、2番の方ですよね。

小林部長

そうです。今度6年生になります。地図には、新しい学年が書いてあります。

長谷川委員

指定校変更の場合は、基本は親が送っていかないといけないけれども、スクールバスのことが出てきたということですね。

小林部長

指定校変更なので祖父母宅まで送って、祖父母宅からはみんなで歩

いて行くという予定だったんです。ところが、スクールバスの制度変更が後から出てきたので、外の子は乗れるという条件の中で、地域で話をしていただいた時に、Cさんが6年生におるんですが、この子は、Aさんが歩いて行くのなら私も歩いて行くという立ち位置なんです。Aさんが乗れないとCさんが歩いてしまうので、そうするとBさん、これから1年生になるんですが、この子だけがスクールバスに乗るということになって、登校班が組めなくなってしまう。いろんな事情があるんだろうと思うんですけども、同級生同士では歩調を合わせたいというのが保護者の意向です。スクールバスに乗りたくないということではなくて、同じように登校したいという意思のようです。

長谷川委員

これを許可した場合、この家庭がOKならうちもということが出てくるのではないかと思います。

小林部長

そのあたりの整合性が取れなくなるのではないかとというのが、唯一心配なところ。ただ、保護者は、学校までも祖父母宅までも送りますという考え方なので、そこに制度変更を加えたことが、今回の案件の状況なので、そこを考慮してやらざるを得ないかなと思っております。もし乗れなければ、学校まで送っていきますとおっしゃっています。

正村教育長

そうすると、Dさんが1人になるということですね。

小林部長

そうです。

正村教育長

Dさん以外に同じ地区には誰もいないのですか。

小林部長

同じ地区にはいません。別の地区になります。この子は、配慮が必要な子ですので、そのあたりもご両親は心配されています。

松井職務代理者

このバスのルートは、豊永から下りて来るのですか。

小林部長

はい。お店のところを曲がって、北房井倉哲西線を走ります。

松井職務代理者

そこへ行くまでに、豊永の子が何人か乗っているのですか。

小林部長

3人ぐらい乗っています。

松井職務代理者

では、定員には余裕があるということですね。

小林部長

そうです。

松井職務代理人

これまで指定校変更された児童生徒は、そんなには多くない訳で、例えば、そういうケースで新たにスクールバスの対象者となったような子がいるかどうかということを事務局で調べていただいて、保護者に周知するとかいうようなことはどうなんでしょうか。

田中課長

過去の指定校変更でスクールバスへの乗車を認めたのは、令和2年1月に1件諮らせていただいたということがあります。ある地域在住の子どもが他の小学校へ指定校変更しまして、行きは親が送って行く、帰りは変更後の地区におじさん、おばさんがいるので、そこへ帰るのにスクールバスへの乗車を許可したという案件はあります。

小林部長

こういう案件が起きたときに、指定校変更した子のためにスクールバスを新たに運行する、これは全く間違いだろうと思っております。ただ、現状あるスクールバスの運行区域入っていて、今までもスクールバスが徒歩通学の子どもを追い越していく状態にありましたので、そうした中で今回のような案件の場合は、乗せてやるべきかなと思います。6年生と1年生で間がないので、今年1年乗車しても来年は2年生が2名にしかならない、その中で1名が乗車できないというのはなかなか難しいと思っております。元々はこの土橋交流センターのあたりに学校があった訳ですから、土橋小学校が草間台小学校へ統合しているのです、このような距離の逆転が起きているということです。このあたりが市内でも最も遠いぐらいです。今まで統合がないので乗れませんでしたので、4.7キロぐらいは歩いて登校していました。それでも親御さん方は歩いて行きますということをやられてきたので良かったんですけども、こういう年齢構成になってくると、親御さんも心配なところがあるということです。

正村教育長

こういうことがこれから出てくるということで、その場その場でやっていかないと、規則だけでやってしまうと大変なことになるし、ただ、これからこういう案件を認めていくと、外にも出てきた時に認めざるを得ないということが増えてくる可能性はありますね。

松井職務代理人

長谷川委員と私が言ったことが同趣旨だとしたら、過去にこういうことが該当していて、現在在籍している子も救済されるような措置が何かしらあるのがいいのではないかと思います。ですから、救済というと少し大げさですけども、例えば、祖父母の家がスクールバスの対象に含まれているにもかかわらず、指定学校変更したために、乗れずに、父母が学校まで送っているという状況の子がいるのではないかと、そこの負担を今回の事例に照らして、周知して、保護者が希



望すれば、それに乗れるようにしてあげれば、保護者負担が多少とも軽減されるのではないかという趣旨のご提案だったように思うんですが、私もそれはそのとおりだと思って、発言させていただきました。そういうことについて、もし該当者が見つかるのであれば、保護者の方とも相談をしてみるというようなことをやってもいいのかなと思います。

正村教育長

今まで言っていたことを一切ひっくり返して、指定校変更した時でも、該当になったら乗れるというように変える、今は基本的に指定校変更だからいけませんとなっているので、いいですかということになるけれども、極端なことを言うと、この規則に当てはまれば乗車できるようにするかですね。

小林部長

仮の生活の本拠をどこに置くかによって判断をしていくというような規則にしておけば、それはできるだろうと、しかし、そのために新たに運行するということはできません。

正村教育長

祖父母のところで乗せることができるということであれば、それは認めるということにすればいいのではないかと思います。

小林部長

案件を確認してみます。

正村教育長

今のところは、基本的には指定校変更では乗れませんということになっており、間違ったことをしている訳ではありませんので、調査してみてください。

小林部長

今回のように、中央から外へ出て行く指定校変更は稀で、中央へ集まって来る指定校変更が多いので、ほとんど無いと思います。

正村教育長

それでは、いただいたご意見もありますので、今回のように教育委員会で協議した方がいいケースがどれぐらいあるか調べて、これから今後の課題にしていった方がいいと思います。

この2件につきましては、認めるという方向でよろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、協第2号は承認とします。  
次に、「報第2号」の説明をお願いします。

報第2号 市指定重要無形民俗文化財「矢戸の蛇神楽」が岡山県指定に決定されたことについて

木下課長

報第2号 市指定重要無形民俗文化財「矢戸の蛇神楽」が岡山県指定に決定されたことについて説明させていただきます。現在、市指定重要無形民俗文化財「矢戸の蛇神楽」が、このたび岡山県文化財保護審議会に諮問された後、2月17日の岡山県教育委員会で審議がおこなわれ、県指定重要無形民俗文化財に指定されることが決定いたしましたのでご報告いたします。「矢戸の蛇神楽」は、哲多町矢戸地区の宮の峠・只野・町の3集落で保存・継承されており、江戸時代中期ごろから伝わる式年神楽で、7年に一度奉納されています。前夜から翌朝まで備中神楽が奉納され、続いて蛇神楽がおこなわれます。神楽終了後、地区内を全氏子が荒神社などを練り歩く「蛇押し」があり、最後は宮の峠本山荒神社の社殿に藁の大蛇を巻きつけ、御戸が開かないようにします。また、この蛇神楽から3年目に「御戸開き神楽」が奉納されます。今年がちょうどその3年目になります。指定された保存団体は、蛇神楽実行委員会です。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

小林部長

「新見市文化財マップ」には間に合いませんでした。

松井職務代理者

せっかく文化財マップができたので、付録か何かで周知ができたと思います。私は、この蛇神楽が市から県へと認められていったということは非常にいいことだと思うんです。数年前に、この矢戸の蛇神楽については、新見から岡山へ出ていった若者が、岡山に住みながら、その地域で関係人口として関わっているというようなニュースがあったりして、今の人口減が進む中で、伝統文化をどのように継承していくかというのが課題になっている中で、いいニュースだと思うので、ぜひ文化財マップに何らかの形で、近いうちにでも、作ることができたらと思いました。

小林部長

文化財マップ自体は修正できないので、挟めるようなものを作って、させていただくかもしれません。

正村教育長

本日の文教福祉常任委員会でも同じことを言われましたので、できるところからそういう修正もかけていきたいという報告をしました。外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、以上で議事を終了します。

## 7 閉 会

正村教育長

3月定例教育委員会をこれで閉会します。  
長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後5時17分)